

一宮市告示第195号

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）（案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、下記のとおり公告・縦覧する。

令和7年4月10日

一宮市長 中野 正康

記

1 地域計画（案）を作成した地域

- (1)旧一宮市地域
- (2)旧尾西市地域
- (3)旧木曽川町地域

2 縦覧場所

一宮市役所本庁舎活力創造部農業振興課
一宮市本町2丁目5番6号

3 縦覧期間

令和7年4月10日～令和7年4月24日
ただし、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの執務時間中とする。

4 意見の申し立て

利害関係人は作成した地域計画（案）に対し、意見があるときは縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。